

南伊豆町「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会  
の組織及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本町の教育理念である「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」を推進するため、本町における今後の教育方針及び教育環境整備方針策定のための調査、検討を行うための機関として設置する南伊豆町「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会（以下「委員会」という。）について、南伊豆町附属機関設置条例（昭和61年南伊豆町条例第10号）第3条の規定に基づき、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、南伊豆町教育委員会において、今後の教育方針及び教育環境整備方針策定のため、次に掲げる事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 本町の教育方針について
- (2) 教育施設のあり方について

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関の関係者
- (2) 保護者
- (3) 本町を包括する産業、交通、行政、金融機関等からの推薦による者
- (4) 学識経験等を有する者
- (5) 町職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、会長は南伊豆町教育長、副会長は南伊豆町副町長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育係において処理する。

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。